報告事項３

障がい者雇用の対象となる障がい者数の取扱いの誤りについて

教育政策課

障がい者雇用の対象となる障がい者数の取扱いの誤りについて

1　概要

県教育委員会では、障がい者雇用の対象となる障がい者数の算定に当たって、厚生労働省が策定している「プライバシーに配慮した障がい者の把握・確認ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づかない方法で算定をしていたことがわかった。

2　確認結果

ガイドラインに基づかない方法で算定していた障がい者数

平成３０年度　　９人（１１６人中）
平成２９年度　１３人（１１７人中）
平成２８年度　１４人（１１２人中）

※　県教育委員会事務局において、学校訪問や教職員の人事異動に係る自己申告書において把握した職員の状況をもとに、「身体障害者障害程度等級表」に照らし合わせ、障がい者数に含めていた。

3　原因

ガイドラインの内容について認識が不十分であり、手帳を持つ者と同程度の障がいを持つと認められる者について算定することができると職員が認識していたこと。

4　今後の対応

今後は、障がい者数の把握にあたっては、ガイドラインに則った運用を徹底するとともに、障がい者雇用の取組を一層進めていく。